



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度大気常時監視測定機器保守点検業務委託

(2) 役務の特質

大気常時監視測定機器保守点検業務実施要領のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結日から平成19年 3月31日まで

(4) 入札の方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店、営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部地球環境課

電話 026(235)7177

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 4月 6日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎 1階107号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年 4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

地球環境課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年 3月 3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 S U W A - K E N

3 代表者の氏名

山 寄 壯 一

4 主たる事務所の所在地

諏訪市末広1番4号

5 定款に記載された目的

この法人は、諏訪圏内公共諸施設の有効活用事業等の企画・運営および諏訪圏内の産業、福祉、教育、文化活動の活性化に資する事業展開を通じて、諏訪地域のひとづくり・ものづくり・まちづくりに貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 3月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年 3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの家

3 代表者の氏名

瀧川 昌宏

4 主たる事務所の所在地

長野県上水内郡信濃町大字富濃3971番地

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害、精神障害、身体障害等を有する人達に対して、地域の中で暮らしていくための住居と働く機会を提供し、日常生活における支援を行うことにより、精神的かつ社会的かつ経済的な自立の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成18年3月23日

長野県知事 田中 康夫

平成18年3月14日表彰

受賞者氏名

高野 豊

産業政策課

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可しました。

平成18年3月23日

長野県知事 田中 康夫

1 組合の名称

北長野駅前A-2地区市街地再開発組合

2 事務所の所在地

長野市吉田1丁目3番4号

3 事業施行期間

平成18年3月16日から平成20年3月31日まで

4 施行地区

長野市吉田3丁目811-2、811-7、811-23、811-24、811-25、811-26、811-27、811-29、811-30、811-31、811-34、812-1、812-9、812-10、812-17、812-18、812-19、812-21、812-22、813-1、816-7、817-5、834-6、840、841-11及び841-12の全部並びに808-9、811-23地先、811-3、808-9地先、811-31地先、817-5地先、812-10地先、812-7、812-5及び841-12地先の一部

5 設立認可の年月日

平成18年3月16日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

北長野駅前A-2地区市街地再開発組合の事務所及び同組合が

適当と認める場所に掲示して行います。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成18年4月21日

建築管理課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成18年3月23日

長野県監査委員 丸山 勝司

同 樽川 通子

同 東方 久男

同 高橋 宏

17産政第175号

平成18年(2006年)2月23日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成17年度財政的援助団体等の監査の結果に基づく措置について（通知）

平成18年2月1日付けで長野県監査委員から提出のありました財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
財団法人長野県中小企業振興公社	公社は、財団法人全国中小企業設備貸与機関協会が定めた「設備貸与機関標準会計基準」に準拠してきたとされていますが、注記事項を省略したり、公社の会計規程が基準と異なる財務諸表の作成を求める等基準に準拠していません。早急に「公益法人会計基準」に準拠した計算書類を作成してください。その際、「事業管理調整費会計」は廃止すべきです。	財団法人長野県中小企業振興公社から平成18年2月21日付けで、次のように措置を講じた旨、報告がありました。 1 平成18年度から公益法人会計基準に基づく会計処理を実施してまいります。また、事業管理調整費会計は廃止いたします。 2 会計規程は、財務諸表の作成等公益法人会計基準に適合した内容に改正いたします。また、注記事項については、平成17年度決算より基準に適合した内容を記載いたします。

監査委員事務局